

## 金融商品取引における書面交付の原則デジタル化について

社会・経済全体のデジタル化が進んでいるが、新型コロナ禍の中で2021年9月にデジタル庁が発足しており、行政サービスや情報管理のオンライン化の推進が期待されている。政府のデジタル社会の実現に向けた重点計画（2021年12月）では、金融商品取引における書面交付の原則デジタル化も取り上げられており、現在は物理的な書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化が金融審議会で検討されている。

まず、デジタル化の現状を見ると、2020年4月から取引所に上場する株式や複雑でない債券に限り、契約締結前交付書面を顧客に交付済の場合、顧客の承諾又は同意なく、Webに取引のリスクや手数料等を掲載すれば、契約締結前交付書面の交付を不要とする措置が取られ、現在6割超の証券会社がこれを利用している。（※削除）

次に、2021年2月から重要情報シートの導入に伴い、投資信託、外貨建て社債、仕組債等を対象として、重要情報シートにおいて簡潔な重要情報提供を行い、契約締結前交付書面に記載すべき事項を顧客に説明した場合には、Webを利用した目論見書の電子交付を可能とし、契約締結前交付書面の交付を不要とする措置が取られている。しかし、リテール証券会社においては全ての顧客に対して重要情報シートの使用が進んでいるわけではなく、また運用報告書などの取引以降の書類に付いては対象外となっている。

今回の原則デジタル化については、有価証券の発行者や発行する有価証券などの内容を説明した目論見書、各商品・取引等のリスクや手数料等について記載した契約締結前交付書面、有価証券の売買取引等の約定時に遅滞なく交付する契約締結時等交付書面（取引報告書や取引残高報告書）、有価証券の発行者や発行する有価証券などの内容を決算期毎に説明する運用報告書などを原則として電子交付することが想定されている。（下図は、金融商品取引に係る書類のデジ

タル原則化に向けて：日本証券業協会2021年12月2日より）

この様な投資に係わる原則（削除）デジタル化の海外動向については、EUにおいて原則電子交付の改正第2次金融商品市場指令（Mifid II）が2021年2月に欧州委員会で決議され、2022年2月末から運用開始されている。また、米国においても、証券業金融市場協会（SIFMA）が投資家とのコミュニケーションを原則として電子的方法とする旨、証券取引委員会（SEC）等に対して要望している。

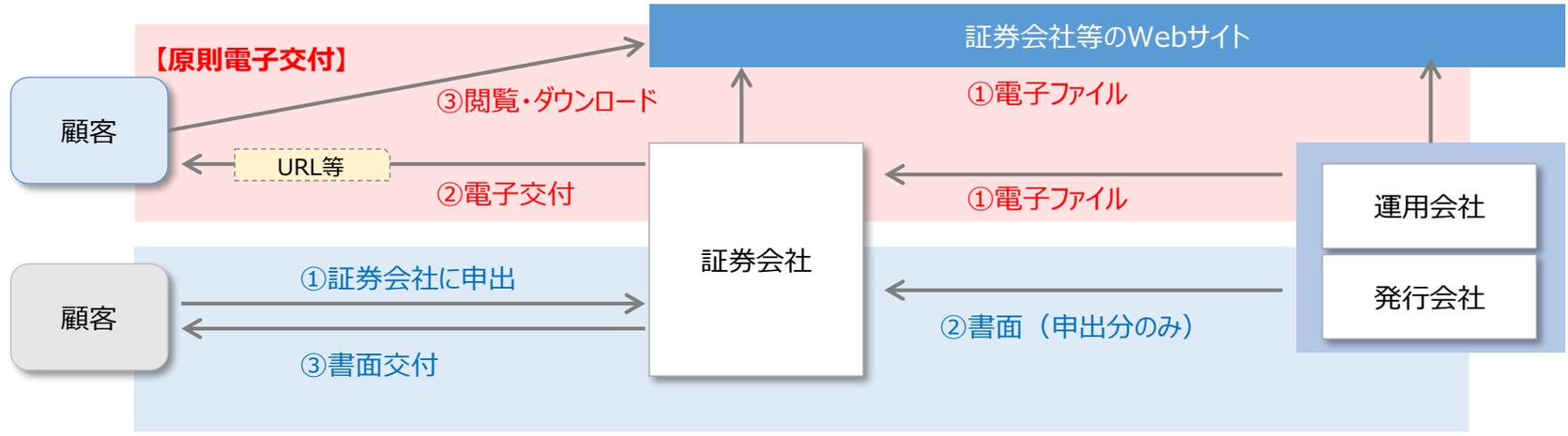
原則（削除）デジタル化のメリットについて、日本証券業協会は次の様に纏めている。

まず顧客にとっては、金融商品・取引の内容（リスク・手数料等）や取引結果等の情報を直ちに取得できること、電子化された資料は汚損による劣化のリスクがなく必要な時に必要な情報を取得できること、電子化された資料から目次や検索等により必要な情報に短時間で容易にアクセスが可能となること、などがメリットとして上げられている。

また、リテール証券会社としてのメリットでは、印刷・郵送等に係るコストが削減でき、そのぶん要員・費用・時間等を顧客サービスに投下することができること、デジタル化によりテレワークなど多様な働き方が可能となり、紙資源や電力使用量の削減等が出来ることなどがある。

顧客本位の業務運営原則では、証券会社は投資家に対して重要な情報の分かり易い提供が求められているが、DXが進む社会にあって、タブレットやスマホでも投資家が理解しやすい工夫が原則（削除）デジタル化の中では一層必要となっており、また、顧客に対して重要情報シートを十分に活用していくことなどが証券会社等に期待されている。

### 原則デジタル化のイメージ



#### 【電子交付の場合】

- ① 交付する電子ファイルを用意（ウェブサイト掲載など）
- ② メールまたはハガキなどにより顧客にURLを連絡
- ③ 顧客は指定のURLより書面を閲覧・ダウンロード

#### 【書面交付の場合※】

- ① 顧客は事前に書面交付を申出（請求）
- ② 申出のあった顧客分の書面を用意
- ③ 書面にて顧客に交付

※2021年12月、日本証券業協会「金融商品取引に係る書類のデジタル原則化に向けて」より